

土岐市一般不妊治療費助成時の所得の計算書

所得の範囲及び計算方法については、児童手当施行令第2条及び第3条を準用します。

夫婦それぞれについて、計算して合計してください。ご自分での確認は目安です。

所得額の計算方法				
所得及び控除額の種類			夫の所得	妻の所得
(a)合計所得金額(注1)				
控除額	ア児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	
	イ雑損控除額			
	ウ医療費控除額			
	エ小規模企業共済掛金控除額			
	オ障がい者控除額 該当者数×270,000円			
	カ特別障がい者控除額 該当者数×400,000円			
	キ勤労学生控除額 該当する場合 270,000円			
	(b)控除額合計(ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ)			
(C)所得額{ (a)－(b) }		①	②	
計(730万円未満が該当)		① + ②		

- 注1) 源泉徴収票の場合:「給与所得控除後の額」欄
 確定申告書の控えの場合:「所得金額の合計」欄
 所得証明書の場合:「平成〇年分の所得金額」欄